

理由

植物の新品種の育成者権の適切な保護に資するため、登録品種の収穫物から生産される加工品の生産、譲渡等の行為に育成者権の効力が及ぶこととともに、育成者権の存続期間を延長する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。